

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

# さいたま市教育大綱

平成 27 年 9 月

さいたま市

(令和 3 年 3 月改定)

## 目次

1 策定の趣旨	1
2 さいたま市総合振興計画等との関係	2
3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成	3
4 対象とする期間	4
5 基本方針	5
6 目指す方向性	7
(1) 人生100年時代を豊かに生きる 「未来を拓くさいたま教育」の推進	7
(2) 子ども・子育てを支える都市の実現	9
(3) 主体的な健康づくりの推進	10
(4) スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進	11
(5) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	12

## 1 策定の趣旨

平成 26(2014)年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」(第 1 条の 3 第 1 項)とされました。

これを受け、本市は、さいたま市総合教育会議における協議を経て、平成 27(2015)年 9 月に「さいたま市教育大綱」(以下「教育大綱」という。)を策定しました。

### <策定の趣旨>

教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

### 改定の経緯

平成 27(2015)年に策定した教育大綱の対象とする期間を令和 2(2020)年度までとしていたことから、必要な見直しを行い、令和 3(2021)年 3 月に教育大綱の改定を行いました。

## 2 さいたま市総合振興計画等との関係

教育大綱と「さいたま市総合振興計画」（以下「総合振興計画」という。）、「さいたま市教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）との関係は以下のとおりです。

### <総合振興計画との関係>

教育大綱は、市政運営の最も基本的かつ総合的な指針として策定した総合振興計画の基本計画における関連分野の政策と施策と整合が図られたものとなっています。

### <教育振興基本計画との関係>

教育大綱は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画として位置付けられた「第2期さいたま市教育振興基本計画」と整合が図られたものとなっています。

### 3 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）という。）」とは、平成 27 年(2015)年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、令和 12(2030)年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

地方公共団体において、近年の複雑化・多様化する行政課題に対応し、持続可能な都市を目指していくためには、SDGs を統合的解決の視点から正しく理解し、達成に向けて具体的な取組を進めていくことが重要であり、本市においても、総合振興計画を始め各種計画の政策や施策を通じて、SDGs の達成に向けた取組を推進しています。

#### <SDGs の達成>

教育大綱においても、特に関連の深いと思われるゴールを明記し、政策や施策の推進により SDGs 達成への貢献を掲げます。

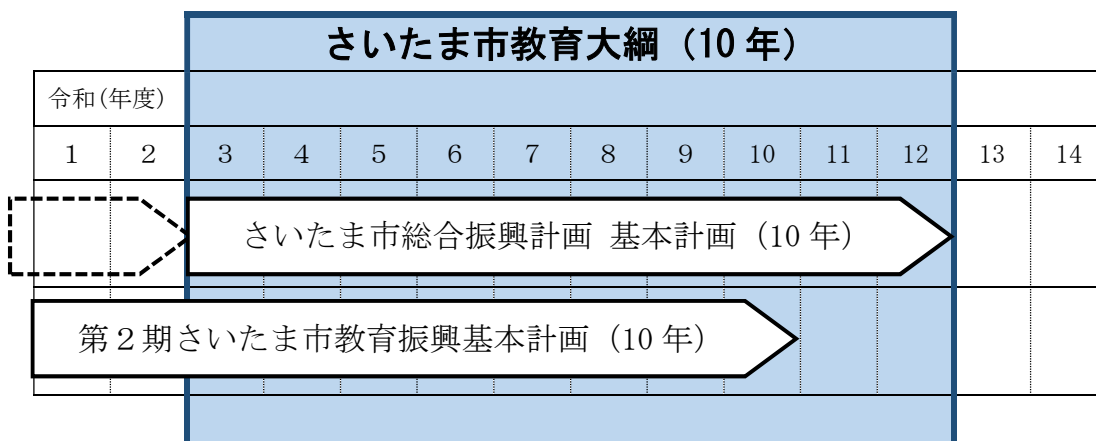
## 4 対象とする期間

教育大綱が対象とする期間は、教育大綱が総合振興計画の体系を基本としており、その基本計画の計画期間が令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間としていることから、その計画期間に合わせ、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、総合振興計画 基本計画においては、計画期間の中間年度や社会経済状況の大きな変化があった場合には必要に応じて見直しを行うこととしていることから、教育大綱もその見直しに合わせ、また、必要に応じて、見直しを行うものとします。

### <対象とする期間>

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。



## 5 基本方針

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、以下のとおり基本方針を定めます。

### <基本方針>

- ① 全国トップレベルの教育で未来を担う子どもたちの力を伸ばすとともに、人生100年時代を見据えて、全ての人が生涯にわたって質の高い学びを重ね、夢と志を持ち、生きがいを見つけ、健康で幸せに暮らすことができる都市を目指します。
- ② 本市をホームタウンとする2つのJリーグクラブや全国規模の競技施設に代表される多様なスポーツ資源、国指定特別天然記念物を含む指定文化財や「盆栽」「人形」などの地域に根差した多くの文化芸術資源等を生かして、盛んに行われるスポーツや文化等の多様な市民活動を通じて、全ての人が健康で生き生きと暮らすことができる都市を目指します。
- ③ 障害の有無や国籍等にかかわらず全ての人の権利や文化が尊重され、地域や家族などの支え合いにより、誰もが安全・安心に暮らすことができる市民主体の都市を目指します。

### 基本方針において重視する視点

#### ・子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造



国に先駆けて実施している本市独自の英語教室「グローバル・スタディ」の推進などを通して、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力や、ものごとを最後までやり抜く力など、グローバル社会で活躍する力の育成に取り組みます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進やICTを活用した学習活動の充実などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力や、夢を実現しようとする高い志を持って可能性に挑戦する力の育成に取り組むなど、本市ならではの特色を生かした魅力ある教育都市を目指します。

#### ・子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり



少子化の進行、保育需要の更なる拡大に対応するため、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援を行うとともに、様々な事情やニーズに応じた多様な保育の受け皿と質の向上や、放課後児童クラブの充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環

境を整備します。また、子ども・若者が健全に成長する居場所づくりに取り組むことなどで、子育て世代を始めとした子どもと共に生きる全ての人が社会で活躍できるまちを目指します。

また、急速な高齢化に対応するため、誰もが「生涯現役」として質の高い学びを続けることなどで、積極的に社会参加できる取組を進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる体制を更に進め、生涯にわたって住み慣れた地域で意欲や熱意をもって活躍できるまちを目指します。

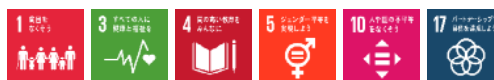
## ・笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造



本市を本拠とするトップスポーツチームや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場となる大規模スポーツ施設等の豊富なスポーツ資源を生かしたスポーツツーリズムなどにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ります。

また、地域における市民参加型のスポーツイベントなど、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境を整備することで、スポーツ先進都市の実現を目指します。

## ・絆(きずな)で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり



市内に居住する外国人と日本人がお互いの文化や習慣等を学び合う機会を充実することや、障害のあるなしにかかわらず、誰もが権利の主体として共に暮らせる地域づくりを進めるなど、お互いが持つ文化や価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

また、ライフスタイルの変化や住民の頻繁な流入出、単独世帯の増加や夫婦のみの世帯の増加による家族や地域の支え合い意識の希薄化など、まちづくりの基盤となる「地域力」の低下に対して、子どもから高齢者まで多世代の交流を促進するとともに、学校や歴史文化資源等を活用した地域コミュニティの活性化を図り、地域のきずななどのソーシャルキャピタルを高めることにより、人と人が触れ合い、支え合う地域社会の形成を目指します。



## 6 目指す方向性

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、以下のとおり目指す方向性を定めます。

### (1) 人生 100 年時代を豊かに生きる 「未来を拓くさいたま教育」の推進

<目指す方向性>



全国や指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を生かした魅力ある教育を推進します。

#### 施策

##### ① 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進や教育の情報化推進などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。
- イ 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校の「特色ある学校づくり」を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通して、夢を実現しようとする高い志を持って、可能性に挑戦する力を育成します。

##### ② グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- ア グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来（みら）くるワーク体験」の推進などを通して、多様な人々との関わりの中で、共感力や人間ならではの感性、創造性等をはぐくむことにより、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、豊かな情操や規範意識、ものごとを最後までやり抜く力、社会的・職業的自立に向けた能力・態度等を育成します。また、子どもたちが自己肯定感を持って、困難に向き合い乗り越え人生を主体的に切り拓いていく力をはぐくむとともに、いじめ、不登校等の解消や特別支援教育の推進など、子どもたちの個々のニーズに応じたきめ細かな教育的支援や学習環境の充実を図ります。
- イ 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通して、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

### ③ 人生100年時代を輝き続ける力の育成

- ア 市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進や、図書館、公民館、博物館等の身近な生涯学習関連施設の利活用などを通して、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。
- イ 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通して、人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備します。また、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、諸課題の解決を主体的に担うことができる力を育成します。

### ④ スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

- ア 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむ「学校を核とした地域づくり」の推進などを通して、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。
- イ チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通して、地域の多様な教育資源を活用し、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。

### ⑤ 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- ア 時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通して、新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築します。
- イ 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、家庭や地域とも連携した防災教育や交通安全対策の推進などを通して、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。

## (2) 子ども・子育てを支える都市の実現

### <目指す方向性>



誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う全ての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

### 施策

#### ① 安心して子どもを育てられる環境づくり

- ア 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備を中心に多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
- イ 放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するため、民設放課後児童クラブの施設整備を促進するとともに、質の向上に取り組みます。
- ウ 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。
- エ 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。

#### ② 次代の社会を担う子ども・若者が健全に成長する環境づくり

- ア 子どもの豊かな人間性と社会性をはぐくむため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動など様々な体験の機会とともに、世代間交流を始め多様な交流の機会の充実を図ります。
- イ 暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、自立に至るまでの切れ目ない支援を受けられる体制を構築します。
- ウ 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につながる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

### (3) 主体的な健康づくりの推進

#### <目指す方向性>



市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整え、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目指します。

#### 施策

##### ① スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

- ア 地域と共に一人ひとりが心身ともに健康な生活ができるよう、定期的な健康診査を促すとともに、乳幼児から高齢者に至るまでのそれぞれのライフステージや多様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や企業等で働く人の健康づくりの支援など、市民、民間団体、事業者等と一体となって効果的な取組を進めます。
- イ 互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切に、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、地域、家庭、職場等でのこころの健康づくりを支援します。
- ウ 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。
- エ 市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできるよう活動場所を提供します。

## (4) スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

### <目指す方向性>



「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

### 施策

#### ① スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進

- ア 市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図ります。
- イ サッカーを核として、様々なスポーツ施策を推進するとともに、市内外へ向けた「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
- ウ スポーツコミッションとの連携により、地域スポーツの振興と地域経済の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の誘致、スポーツイベントなどの開催を推進します。
- エ 「さいたまスポーツシューレ」などの推進により、民間力や地域のスポーツ資源、最新の ICT や学術的知見を活用したスポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出や活性化を推進します。
- オ スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境等の整備や運営の改善を図ります。

## (5) 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

### <目指す方向性>



総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

### 施策

#### ① 文化芸術を活用したまちの活性化

- ア 「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」等の本市の魅力ある資源を始め、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
- イ 歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済を始め幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。
- ウ 文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組みます。

#### ② 文化芸術活動の促進

- ア 関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。
- イ 文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供を始め文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実に取り組みます。
- ウ 多くの人々が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組みます。

#### ③ 歴史文化資源の保存・継承・活用

- ア 有形・無形の指定文化財の保存・継承・活用を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組みます。